

平成 23 年8月吉日

各務原市介護保険サービス事業者協議会
居宅支援事業部会会員 各位

居宅支援事業部会

役員一同

9月度 居宅部会研修会について

平素は、会の運営に、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

9月度の会議について研修会を予定しております。

今回は、皆様ご存知の岐阜県居宅介護支援事業協議会理事の立木様を招いて、来年度の介護保険制度の改正をにらんでの研修会を企画しました。法改正の方向性を確認しながら、介護支援専門員が法改正前からもともと成すべきところを今一度確認して行きたいと思っております。

なお参加に当たりまして、ご質問、確認事項などございましたら、事前に役員で質問を取りまとめ講師にお送りします。是非、どしどし出していただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開催日時 平成23年9月 20 日(火曜日)

13:00~14:00 第一部 市役所よりの情報提供

14:00~16:00 第二部 研修会

2. 開催場所 各務原産業文化センター 2F 会議室

(各務原市那加桜町 2 丁目 186 番地)

3. 第二部内容 「介護支援専門員・ケアマネジメントと法改正」

講師 特定非営利活動法人 岐阜県居宅介護支援事業協議会 理事

立木 孝幸さま

社会福祉法人 新生会、特別養護老人ホーム サンビレッジ 新生苑、

池田町在宅介護支援センター、揖斐広域ケアネジ ネットワーク勤務、

サビレッジ 国際医療福祉専門学校総学科長を経て現職

以上

----- 切り取り線 -----

以下のアンケートにご記入の上、ご意見をお願いします。(ファックス、Eメール可)

1 当日の参加予定は？

事業所名() 参加(人数) ・ 不参加

2 介護支援専門員の専門性や法改正について

例: ケアマネジメントに負担が出るとかってホント?

会場の座席、資料数に限りがあります。

必ず事前に参加人数のご連絡をお願いします。

回答先 keamane@satsuki-5.co.jp 又は FAX 058-384-0037(株)五月商店まで